

医療・福祉機器等の製品化に係るマッチング促進事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業の目的

三重県では、ヘルスケア産業振興の一環として、医療・福祉機器等の製品化のため、医療機器製造販売業者、医療機器販売業者、福祉機器製造販売業者等（以下「医療機器メーカー等」という。）や医療・福祉現場と県内ものづくり企業（以下「県内企業」という。）とのマッチングを行ってきた。

本事業では、マッチングの精度を高めるため、アドバイザーによる支援および県内企業に対するセミナーを実施する。

2 委託事業の内容

- (1) 委託事業名 医療・福祉機器等の製品化に係るマッチング促進事業
- (2) 委託期間 契約の日から令和4年3月11日（金）まで
- (3) 業務内容

ア 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援

医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業の企画立案、商品開発、医療機器メーカー等へのPR方法、販路開拓等について、医療・福祉機器等業界に精通したアドバイザーによる①から③の各支援を行い、県内企業5社に対して各社1件以上、医療機器メーカー等とのマッチング（※1）につなげること。

なお、①～③の支援回数（※2）の合計は40回以上とする。

- ① 県内企業からの相談を受け付ける機会を設けたうえで、県内企業からの医療・福祉機器等に関する相談に対し、アドバイザーによる必要な支援を行うこと。
- ② 展示会（令和3年秋頃を想定）の三重県ブース出展企業（県内企業5社程度）に対し、事前、会期中、事後におけるPR方法等を含む商談支援を行うとともに、出展企業の選定、展示会での医療機器メーカー等の招致等、三重県の展示会出展業務に協力すること。
- ③ 三重県が県内企業に対して実施する事業について、必要に応じ、助言を行うこと。

※1 取引実績のない医療機器メーカー等と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと

※2 単なる業務連絡を除く訪問、WEB会議等による具体的な支援の回数（概ね30分以上）

イ 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施

医療・福祉機器等の製品化に関心がある県内企業に対し、医療・福祉機器等のビジネスに必要な知識およびスキルについて、セミナーを開催すること。（年2回以上）

- ① セミナーの開催形式は、県内の会場での開催とすること。
なお、社会情勢を鑑み、県内の会場での開催が困難な場合は、三重県と協議の上、オンラインでの開催とする。ただし、開催に必要な機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする。
- ② チラシの作成、参加者の募集、広報、当日の運営等を行うこと。なお、参加者の募集については三重県と協力して実施する。
- ③ セミナーの講師は、外部から招致する場合、講師の謝金、旅費については三重県と協議のうえ、三重県が負担する。
- ④ 会場費は三重県と協議のうえ、三重県が負担する。
- ⑤ セミナーの開催方法、内容、講師の選定については、あらかじめ三重県と協議を行うこと。

(4) 委託業務にかかる経費

- ① 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援に係る経費
- ② 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施に係る経費
- ③ その他、事業の実施に必要な経費

3 契約上限額

3, 288, 682円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、「11 企画提案の適否評価」、「13 最優秀提案者の選定」の手順に従い、別に設置する「医療・福祉機器等の製品化に係るマッチング促進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

ただし、審査の結果、県が求める基準に達する提案がない場合は、採択案件がない場合があります。

5 参加資格に関する事項

企画提案コンペに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。
- (6) 連絡調整者を1名以上配置することができること。

6 参加の意思表示及び手続き等

- (1) 参加の意思表示及び手続き

企画提案コンペに参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

ア 提出期限 令和3年3月4日（木）正午必着（期限厳守）

イ 提出場所 三重県津市広明町1-3 三重県医療保健部ライフイノベーション課

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出書類

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）

② 会社概要（様式2）

③ 法人にあつては、登記簿謄本又は登記事項証明書（商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記されているもの。企画提案書提出期限の6カ月前までに発行したもの。写し可）

個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」（写し可）

④ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式3）

- (2) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書」等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し通知します。

7 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり行ってください。

- (1) 受付期限は、令和3年3月11日（木）正午必着（期限厳守）とします。
- (2) 電話及び口頭による質問は受け付けられないものとし、原則電子メールによることとします。なお、電子メール送信後、電話にて着信の確認を行ってください。
- (3) 質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等にはお答えできません。
- (4) 質問には、電子メールにより回答します。また、令和3年3月15日（月）までに本企画提案コンペ公告（本ホームページ）にて掲載します。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期間 令和3年3月22日（月）～24日（水）正午必着
※上記期間内に必ず提出すること
- (2) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13
三重県医療保健部ライフイノベーション課
- (3) 提出方法 上記提出場所に郵送又は持参
※郵送により提出する場合は、提出期間内に電話にて必ず受理の確認をしてください。

(4) 提出書類

下記のア～エについて9部（正本1部、副本8部）を提出してください。

ア 企画提案書

企画提案資料のサイズは、A4判（又はA3判の折込み）とします。

企画提案資料には下記の事項について具体的に記載してください。

- ① 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援の方法
- ② 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施方法
- ③ その他、本事業の遂行に有益な提案等

イ 見積書【様式任意】及び経費内訳書【別添様式】

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）とし、代表者印を押印してください（正本のみ。副本はコピーで可）。

経費内訳書は消費税込金額（見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額）で記載してください。

見積書の宛先は「三重県知事」としてください。

ウ 委託業務の実施体制【様式任意】

- ① 業務実施スケジュール（工程表）
- ② 業務体制

エ 参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、3件以内でその資料を添付してください。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して二以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 提出書類が提出期間外に提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 審査基準

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

ただし、審査の結果、県が求める基準に達する提案がない場合は、採択案件がない場合があります。

- (1) 的確性
提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- (2) 企画性・創意工夫
 - ア 業務に必要な医療機器メーカー等とのネットワーク・情報を有しているか。
 - イ 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援について創意工夫を凝らし、かつ、効果的、効率的に実施できる提案となっているか。
 - ウ 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施について創意工夫を凝らし、かつ、効果的、効率的に実施できる提案となっているか。
- (3) 実行性・計画性
 - ・提案内容は成果の達成に向けて実現性の高いものとなっているか。
 - ・事業を円滑に遂行するための実施スケジュールは適切か。
- (4) 実施体制・専門性
 - ・事業を円滑に遂行するための実施体制は適切か。
 - ・医薬品・医療機器等法、介護保険法等の関係法令に精通しているか。
 - ・医療・福祉機器等業界に精通しているか。

(5) 経済性

コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

11 企画提案の適否評価

- (1) 企画提案書の提出が5件を超えた場合は、選定委員会において適否評価を行います。
- (2) 上記の結果については、提案した全ての者に通知します。プレゼンテーションの対象者に対しては、併せてプレゼンテーション審査の時間についてお知らせします。

12 プレゼンテーションの実施

上記11で「適」とされた提案書の審査を行うため、申請者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 実施時期

令和3年3月25日（木）（詳細は後日提案者に連絡します。）

(2) 実施方法

Webexを用いた原則申請者所在地からのオンラインによるプレゼンテーション

13 最優秀提案者の選定

- (1) プレゼンテーションの後、選定委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定します。

なお、最優秀提案に対して、必要があると選定委員会が認めた場合は条件を付することがあります。

- (2) 選定結果については、最優秀提案者が選定された後、すべての提案者に対し、令和3年3月26日（金）に通知します。

14 最優秀提案者に提出を求める資料

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その3 未納税額がないこと用）（有料）（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し（無料）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

15 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書（案）」のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更正（再生（手続中の者）」）といいます。」のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更正計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り。）が契約相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更正（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県医療保健部ライフイノベーション課において行います。

16 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

17 契約代金の支払

契約条項の定めるところによります。

18 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

19 個人情報の取扱いについて

受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意してください。

20 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

21 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

22 その他ご留意いただきたい事項

- (1) 企画提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 本業務により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととします。
- (6) 本参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。
- (7) 本参加仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。
- (8) 受託者は、三重県と随意契約を締結するにあたり、三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書をただちに三重県に提出するものとします。

- (9) この企画提案コンペの落札決定の効果は、令和3年度予算発効時に
おいて生じます。

23 担当部局

三重県医療保健部ライフイノベーション課メディカルバレー推進班

担当者：間下、藤枝

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2331 FAX：059-224-2344

E-mail：life@pref.mie.lg.jp